

告示第31号

坂城町未熟児養育事業実施要綱（平成24年告示第36号）の一部を次のように改正する。

令和 8年 9月24日

坂 城 町 長      山 村      弘

第1を第1条とし、第2を第2条とし、第3を第3条とし、第4を第4条とし、第5を第5条とし、第6を第6条とする。

第7中「第5及び第6第4項」を「第5条及び前条第4項」に改め、同第7を第7条とする。

第8中「第5」を「第5条」に改め、同第8を第8条とし、第9を第9条とする。

第10第2項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改め、同第10を第10条とし、第11を第11条とする。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。